

旭大橋下周辺の道路区域の利活用に関するサウンディング型市場調査に関する質問事項

No.	該当資料	該当ページ	質問	回答
1	全体説明会資料	4	西側と東側の駐車場に挟まれている通路は動かしても良いのか。	旭大橋の上の歩道から長崎駅や長崎県庁への歩行者の動線確保が条件となります。
2	全体説明会資料	3	東側4,100㎡をほこみちとして占用、西側2,200㎡を通常の占用として駐車場を提案しても良いのか。	【1】と【2】の条件と合致しないため、【3】その他により提案をお願いします。
3	全体説明会資料	4	搬入用トラックのためのスペースは提案して良いのか。	提案可能です。
4	全体説明会資料	11	ほこみち制度を利用した際の十分な有効幅員は何mか。	3.5mの歩道幅員の確保が必要です。
5	全体説明会資料	14	占用区域外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給などについては、具体的にどこの範囲までをやれば、占用料を90%減免することができるのか。	可能な限り広い範囲をしていただきたいと考えておりますが、収益のバランスを鑑みてご提案していただきたいと考えております。
6	全体説明会資料	4	お客様駐車場が無いと、施設としての魅力がどうしても落ちるため、県庁の駐車場とのやり取りはできないのか。	【3】その他により提案をお願いします。
7	全体説明会資料	3	ほこみち制度を利用した際は、赤着色の範囲や緑の点線の範囲には施設を利用する方への駐車場の設置は不可なのか。	ほこみち制度を利用した際は、設置は不可となります。
8	全体説明会資料	3	ほこみち制度を利用した際の、屋上駐車場や地下駐車場も不可なのか。	ほこみち制度を利用した際は、設置は不可となります。
9	全体説明会資料	4	県で建物を作ってテナントを貸し出すといった考えはないのか。	考えはありません。
10			通常時はカフェ機能やフィットネス機能を持たせて、災害時は防災機能を持たせるといった官民連携の考え方はできないか。	【3】その他により提案をお願いします。
11			ほこみち制度は市が指定するものではないのか。	道路管理者が指定するものであり、今回の区間は県管理の道路であることから、県が指定します。
12			こういった方をターゲットにする等の考え方はあるか。	長崎駅周辺への来訪者（観光客、通勤通学など）をターゲットと考えています。
13	全体説明会資料	4	約6,300㎡全ての敷地を利用するような提案でなくても良いか。	敷地の一部など限定的な利用の提案も可能です。

14		高架下ではないところの制限はあるか。	用途地域（商業地域）と防火地域が指定されています。
15		木造建築物の設置は可能か。	防火地域が指定されており、制限があります。
16		ほこみち制度を利用した条件で、周辺住民との合意形成とあるが、どこまでの方との合意形成を想定しているか。	ほこみち想定区間の沿線住民や長崎駅周辺の商業施設などと考えています。
17		ほこみち想定区間の周辺住民と事前に調整は行っているか。	サウンディング調査についての説明は旭大橋周辺の事業者に行っていますが、具体的な調整は利活用方法が決まってからとなります。
18		長崎県のPRを行えば、補助金をもらえるなどのスキームはあるか。	現状はありません。【3】その他に意見を記載いただければと思います。
19		公募までのざっくりとしたスケジュールを教えて欲しい。	提案内容により、公募までに期間は異なることが想定されます。通常の占用であれば、令和8年度中の公募を想定しているが、ほこみち制度を利用する場合は、区間指定や区域指定など長期間を要します。
20		階段と一体化している橋脚を触る際には、占有者側の責任で触ることができるのか。また、その費用負担は占有者側で請け負うことになるのか。	占有者側の責による負担となります。また、工事等の内容については道路管理者との協議が必要となり、道路管理者が認めた場合のみ工事等の実施が可能となります。
21		複数の共同企業体での提案は可能か。	可能です。